特定最低賃金について

◆ 特定最低賃金

○ 特定の産業又は職業について設定される最低賃金
○ **関係労使の申出**に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、
地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた場合に決定される。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 企業内の賃金水準を設定する際の**労使の取組を補完するもの**	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する**セーフティネット**
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ その産業の「基幹的労働者」に適用 ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ○ 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	○行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	○ 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。 ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ 民事的な効力（最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）